

(別表1) 土地現況確認及び農地台帳非登録確認の基準 (以下「確認基準」という。)

土地現況 確認区分	確 認 基 準	確認基準に適合しないことを確認したときの措置
<p>1 農地転用 許可関係</p>	<p>農地転用許可にかかる転用事業計画に従って工事等を完了（土地造成工事等を完了し、かつ、建築工事等の状況からみて当該転用の目的に供されることが確実に認められる場合を含む。）し、農地又は採草放牧地以外の土地になっているとき。</p>	<p>(1) 農地転用許可を受けた転用事業計画者と転用事業者が異なるとき（ただし、都市計画法第7条第3項の市街化調整区域以外の区域においては、転用事業者がその者の配偶者又は2親等以内の血族若しくは姻族である場合は確認基準に適合するものとする。）は、事業計画変更承認申請手続きをとるよう指示するものとする。</p> <p>(2) 農地転用許可に係る転用目的が異なるときは、事業計画変更承認申請手続きをとるよう指示するものとする。</p> <p>(3) 施設等の配置、構造等が異なるとき（ただし、転用面積、用排水、被害防除その他の観点から施設等の配置、構造等を改善させる必要がある場合以外の場合は確認基準に適合するものとする。）は、事業計画変更承認申請手続きをとるよう指示するものとする。</p>
<p>2 農地転用 許可に係 る事業計 画変更承 認関係</p>	<p>農地転用許可後の事業計画変更承認にかかる転用事業計画に従って工事等を完了（土地造成工事等を完了し、かつ、建築工事等の状況からみて当該転用の目的に供されることが確実に認められる場合を含む。）し、農地又は採草放牧地以外の土地になっているとき。</p>	
<p>3 農地法不 適用関係</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律で定める「農用地区域」以外の土地で登記簿上の地目が田、畑、牧場となっているものについて、次の全ての要件を満たすとき。</p> <p>(1) 申請のあった土地が農業委員会サポートシステム（以下「システム」という。）に記録されているかを確認し、同システムに当該土地が記録されていないこと。</p> <p>なお、同システムに当該土地が記録されている場合であっても、現況地目が農地として記録されていないこと。（現況地目が非農地として記録されていること。）</p> <p>(2) 違反転用でないこと。</p>	<p>(1) 適法に農地転用許可を得ず転用されているときは、原状回復又は農地法に基づく転用許可申請（追認）等是非手続きをとるよう指示するものとする。</p> <p>(2) 農業委員会が違反転用事案を把握した場合には、事務処理要領（「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知。以下同じ。）別紙1の第4-6-(1)-ア-(ア)に基づき、その事情を調査し、「違反転用事案報告書」（事務処理要領様式例第4号の11）を関係農林事務所に提出すること。</p> <p>(3) 農業委員会が違反転用事案を把握した場合には、「違反転用の是正に係る取組の強化等について」（平成26年1月10日付け25農振第1814号各都道府県知事あて農林水産省農村振興局長通知）における事務処理要領別紙1の第4-6-(1)-ア-(キ)及びイ-(カ)に基づく「違反転用事案処理簿」に記録を行い、関係農林事務所に報告すること。</p>

(注.) 農地法施行前における農地法の規定に相当する旧法令の規定に基づく処分、行為等は、農地法の規定に基づく処分、行為等とみなすものとする。